

第2節 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足



① 道路の落石危険箇所対策の推進

〔脆弱性評価〕

災害発生時の道路の安全性を高めるため、道路防災点検結果に基づき、落石危険箇所の対策工事を進めています。道路の法面対策は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて、集中的に取り組を進めた結果、落石危険箇所の対策は着実に進みました。

近年の大規模自然災害により、新たに法面崩落や土砂流出が多数発生しており、整備の優先順位を見直しながらか計画的に対策を進めていく必要があります。

また、緊急輸送道路をはじめとした防災上重要な路線においても、新たに対策が必要な箇所が発生するとともに、落石危険箇所や法面修繕箇所が依然として多数残されており、引き続き対策を進めていく必要があります。

【建設部道路管理課】

<落石現場>



((主) 上高地公園線
松本市上高地)



((一) 上生坂信濃松川線
池田町中山温泉下)



((主) 美ヶ原公園沖線
上田市番所ヶ原)

〔取組方針（施策）〕

災害時の孤立集落の発生を防ぎ、道路利用者の安全を確保するため、落石や岩盤崩落などの道路防災点検を継続するとともに、落石危険箇所の解消のため、落石防護柵の設置など道路防災対策を実施します。

県民の皆様へ

利用している道路等に異常や損傷を発見した場合は、道路緊急ダイヤル（#9910）などを活用し、道路管理者（国や県、市町村）に情報提供をお願いします。

② 緊急輸送道路の強靱化の推進

〔脆弱性評価〕

災害発生時に、避難・救助、物資供給等の応急活動に重要な役割を果たす緊急輸送道路の機能を確保するため、代替路線がない箇所、交通量が多く通行止めにより重大な支障が生じる箇所などにおいて道路の法面对策、橋梁の耐震補強や道路改築等を重点的に行っています。

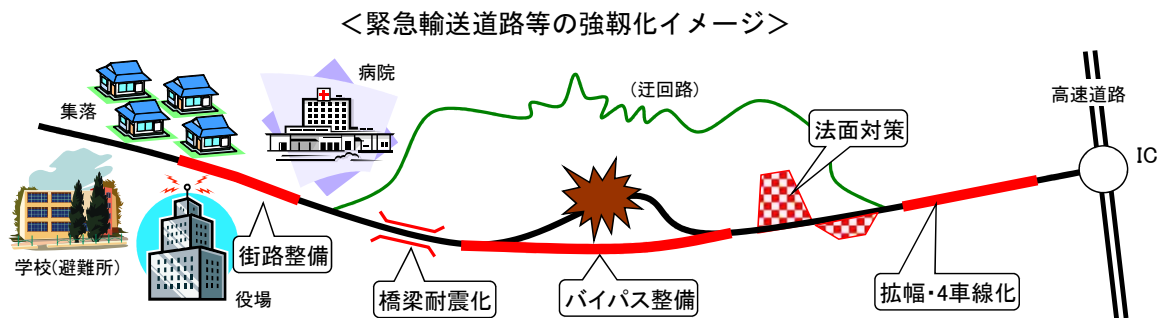
しかし、依然として緊急輸送道路全区間の通行止めリスク解消には至っておらず、継続して整備を推進する必要があります。

【建設部道路管理課、同道路建設課】

〔取組方針（施策）〕

災害時における緊急輸送道路等の機能を確保するため、道路の維持管理と建設の両面から重点的に整備を実施し、安全で安心できる県民生活を実現します。

また、高速交通網や鉄道駅、生活圈を結ぶ幹線道路の整備を推進し、大規模災害時にスムーズな応援の受け入れが可能となるように取り組みます。



県民の皆様へ

緊急輸送道路等の沿道建築物で一定以上の高さ※の建物を所有する方は、輸送路の機能を確保するため耐震化に協力をお願いします。

※一定以上の高さ

(1)道路幅員 12m を超える場合：「道路幅員の 1/2 + 建築物と道路境界線までの距離」を超える高さ

(2)道路幅員 12m 以下の場合：「6m + 建築物と道路境界線までの距離」を超える高さ

③ 道の駅の防災機能の強化

〔脆弱性評価〕

「道の駅」は、災害時の地域の防災拠点としての機能も期待されています。広域災害応急対策拠点として、県内 52 駅のうち 20 駅が「防災拠点自動車駐車場」に指定され、そのうち県が管理する一体型の道の駅に 12 駅が指定されています。今後も道の駅が災害時の応急対策の拠点として貢献できるよう、防災機能の強化に取り組む必要があります。

【建設部道路管理課】

〔取組方針（施策）〕

市町村地域防災計画への位置付け状況等を踏まえ、「防災拠点自動車駐車場」などの機能制度を活用し、地域の中心的な拠点として、市町村と連携して防災機能を強化します。

④ 大雪による孤立防止対策等の推進

〔脆弱性評価〕

大雪時には、隣接県・市町村との相互除雪に関する協定や、(一社)長野県建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、速やかに除雪を行う体制を整えています。

また、国、県や高速道路会社など道路管理者と警察で構成する長野県幹線道路連絡会議において、大雪時の除雪体制を確認し、対応を強化するとともに、緊急時に確保する必要がある路線に通行規制区間を設定し、車両の滞留を回避する集中除雪を行う体制を整えています。

集落の孤立や大規模な車両滞留を防ぐため、道路の除排雪をはじめとした冬期交通の確保対策を推進する必要があります。

さらに、住宅については雪下ろし作業の身体的負担を軽減するとともに、作業中の転落事故を未然に防ぐ必要があります。

【建設部道路管理課、同建築住宅課】

〔取組方針（施策）〕

大雪時の相互除雪体制や県建設業協会、道路管理者、警察との連携体制を強化するとともに、建設事務所間の除雪機械の支援体制を構築します。

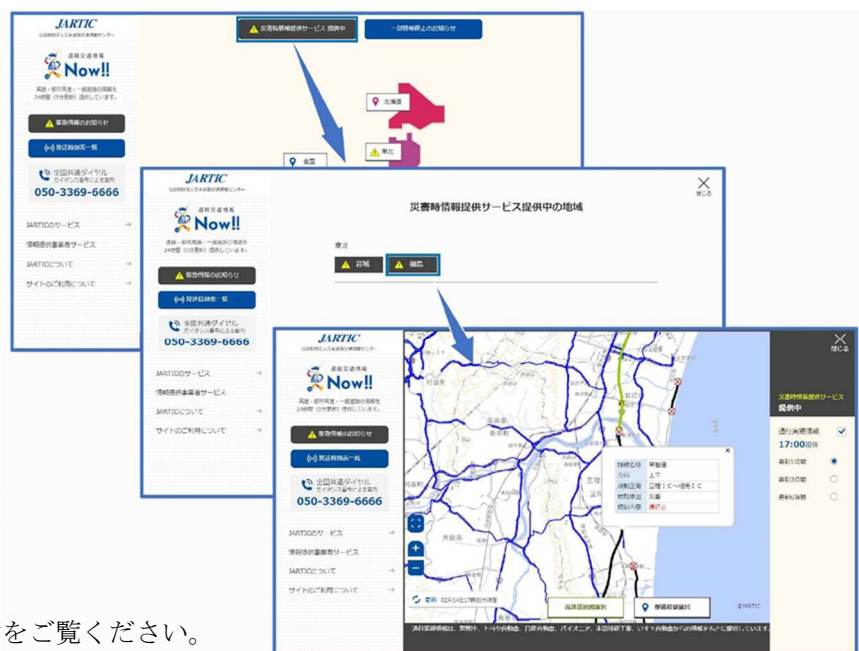
また、日本道路交通情報センターの「災害時情報提供サービス」やホームページ、SNS等を活用して、適切な道路情報を提供します。

さらに、住宅の屋根の雪下ろし作業中の死傷事故をなくすため、住宅の屋根の改修などにより克雪化を推進します。

◎日本道路交通情報センター(JARTIC)の「災害時情報提供サービス」

日本道路交通情報センターでは、平成25年度より震災や豪雨、豪雪をはじめとする異常気象等によって道路又は道路交通に著しい障害が発生した場合に、『災害時情報提供サービス』により、被災箇所周辺地域の道路情報を提供しています。

『災害時情報提供サービス』では、通常お伝えしている情報に加え、災害時に特別な情報(通行実績情報等、道路を安全に利用するために必要な道路交通情報)を、正確・迅速かつ分かりやすく提供しています。『災害時情報提供サービス』はトップページでお知らせするとともに提供地域にアイコンを表示しています。



※災害時はホームページをご覧ください。
<https://www.jartic.or.jp/>

⑤ 水、食料等の不足対策の推進

〔脆弱性評価〕

大規模自然災害が発生した場合は、断水や物流の途絶により水や食料等の物資の不足が懸念されます。県では、災害時の物資不足に備え、松本平広域公園防災備蓄倉庫や合同庁舎等に食料や飲料水等を備蓄するとともに、災害の教訓や要望を踏まえて、生理用品や紙おむつ等の備蓄を進めています。災害の発生に備え、適正量の物資を確保し、供給体制を整備する必要があります。

また、断水への対応として「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」等に基づき、給水車や技術者の派遣により応急復旧活動を支援していますが、すみやかに技術者や給水車を派遣するためには、水道事業者間の密接な連携が不可欠であり、日ごろから非常連絡体制を確認しておく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、環境部水大気環境課、企業局水道事業課】

<県企業局が製造・備蓄するペットボトル水>



(左：川中島の水、右：千曲川の水)

<物資の備蓄状況>



(長野合同庁舎)

〔取組方針（施策）〕

市町村は、水、食料等を必要量確保し、迅速に提供する体制を整えます。県は、被災市町村だけでは物資の供給が困難な場合には市町村と連携して、備蓄や協定による調達により食料等を供給するとともに、水道等の早期復旧を支援します。

県民の皆様へ

災害に備え、最低でも3日分、可能な限り1週間分は、ご自分やご家族のために必要な食料や飲料水などを確保してください。

⑥ 要配慮者入所施設の停電、断水対策

〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設の入所者は、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の医療機器が必要な場合があります。停電により医療機器が稼働せず生命を脅かす事態や、断水により施設機能が維持できなくなる事態を防ぐため、非常用自家発電設備や給水設備の整備が必要です。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

長時間の停電や断水に対応するため、入所施設における、非常用自家発電設備や給水設備（受水槽や地下水利用給水設備）の整備等を支援します。

⑦ ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送体制の充実

〔脆弱性評価〕

大規模自然災害時に、道路の寸断などにより孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターによる救助活動や物資輸送が有効です。

県は、運航を再開した消防防災ヘリコプター「アルプス」による救助活動を行うとともに、県外からの支援拠点となる「拠点ヘリポート」を県内 10 広域に、また、場外離着陸場を 85 箇所確保しています。

市町村においても、支援物資の集積・運搬施設や救援部隊の活動拠点が隣接するなど、総合的な支援拠点となる場所を「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」として選定し、確保しています（拠点ヘリポート 143 箇所、物資輸送拠点 133 箇所、その他 394 箇所）。

引き続き、消防防災ヘリコプターの救助訓練や適切なヘリポートの管理に努める必要があります。

【危機管理部消防課、同危機管理防災課】

< 孤立者の救助（令和3年8月 王滝村） >



< 東日本台風災害における他県ヘリの応援 >



〔取組方針（施策）〕

消防防災ヘリコプターを活用した効率的な救急救助、救援物資搬送を実施するため、安全運航を第一とした消防防災航空体制を維持するとともに、災害対策用ヘリポートの使用に住民の理解が得られるよう、災害時のヘリコプター支援について住民に周知します。

【達成目標】

指標名		担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
②	緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強の整備率	道路管理課	99.0% (2020年度)	98.9% (2021年度)	100% (2027年度)
	緊急輸送道路のうち危険箇所の解消箇所数	道路管理課 道路建設課	— (2022年度)	6/91箇所 (7%) (2021年度)	80/91箇所 (88%) (2027年度)

起きてはならない最悪の事態

2-2 警察、消防、自衛隊等による救助・救急活動等の不足



① 警察の災害時対応力の維持・向上

〔脆弱性評価〕

長野県は広大な県土を有し、地震や噴火、風水害など様々な自然災害の発生が想定されます。災害が同時多発的に発生した場合や道路の寸断等により直ちに機動隊等が支援できない場合は、警察署が当面の救出救助活動等に当たるため、各警察署の装備資機材の充実強化を図る必要があります。

また、長野県警察広域緊急援助隊、緊急災害警備隊、各警察署第二機動隊の対処能力を高めるため、他機関との合同訓練及び警察独自訓練、舟艇訓練や冬季救助訓練、他県警察との広域緊急援助隊合同訓練等を実施するとともに、各警察署では消防等との合同訓練等を実施し、連携強化を図っています。

災害時に県民の生命、身体を守るため、災害装備資機材の充実を図るとともに、こうした訓練を引き続き実施し、対処能力の向上に努める必要があります。

【警備部警備第二課】

<ホイスト救助訓練>



<広域緊急援助隊による訓練>



〔取組方針（施策）〕

機動隊や各警察署の救出救助活動に必要な装備資機材を充実し、県警察全体の災害対処能力の向上を図ります。

また、近年の災害や過去の災害対応の教訓を踏まえ、より効果的な訓練を実施します。

<装備資機材の必要性>



◎長野県警察災害派遣隊

長野県警察では、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を拡充するため、平成24年11月に『長野県警察災害派遣隊』を編成しました。

この災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣される即応部隊と、一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊に大別されます。

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊、刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊により構成し、情報の収集、避難誘導、救出救助、緊急交通路の確保及び災害により亡くなられた方の身元確認や遺体の引渡し等の活動に従事します。

また、長野県内で大規模な災害等が発生し、または発生するおそれのある場合には、航空班、鑑識班、レスキュー班、トライアル班及び通信班で編成する長野県警察先遣隊が迅速に出動し、被害状況の確認、被災者の救助等の初動活動を行います。



（静岡県熱海市の災害現場で活動する広域緊急援助隊）

② 消防体制の充実・強化

〔脆弱性評価〕

大規模自然災害発生時に迅速な救助活動等を行うためには、多数の応援を要請する必要があります。県内では全ての消防本部が「長野県消防相互応援協定」に基づき、被災した消防本部を応援する体制を整えています。また、県内の消防力で対応できない場合は、「緊急消防援助隊」による全国的な応援体制により、被災地への応援が行われます。

令和元年東日本台風災害の際には、県内相互応援隊延べ91隊314人、緊急消防援助隊延べ151隊567人が、県内で救助・救急活動を行いました。

県では、毎年、県消防相互応援隊の訓練を開催するとともに、緊急消防援助隊の運用を実効性のあるものにするため、様々な訓練の実施などにより受援計画や応援等実施計画を検証し、必要な見直しを行っています。

引き続き、常備消防の設備や人員体制の充実・強化を進めるとともに、相互応援体制の確認や緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める必要があります。

【危機管理部消防課】

〔取組方針（施策）〕

各消防本部は、「消防力の整備指針」（消防庁告示）等に基づき、地域の実情に合った消防体制を整備するとともに、相互応援体制の強化、広域化や連携・協力の促進などにより消防力の充実・強化に取り組みます。

県では、消防力の充実・強化を図るため、消防防災航空体制の整備や消防学校の教育訓練、施設の充実に取り組むとともに、緊急消防援助隊の一体的な後方支援体制の構築を検討します。

また、消防救急デジタル無線の広域運用などにより、大規模自然災害発生時の県と消防本部との通信を確保します。

◎緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓（人命救助活動等を行う応援部隊の早期出動等）を踏まえ、地震等の大規模・特殊災害発生時に人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保することを目的として、平成7年に創設されました。

創設以来、43回の派遣が行われ、令和3年7月の静岡県熱海市での土石流災害の際には本県からも延べ25隊420人が出動し、救助活動を行いました。



(静岡県熱海市での救助活動)



(緊急消防援助隊全国合同訓練)

③ 消防団の充実・強化

〔脆弱性評価〕

消防団は、地域防災力の中核として、火災現場での消火活動や台風時等の水防・警戒活動、住民の避難誘導や警戒区域の設定など、地域住民の安心と安全を守る重要な役割を担っています。

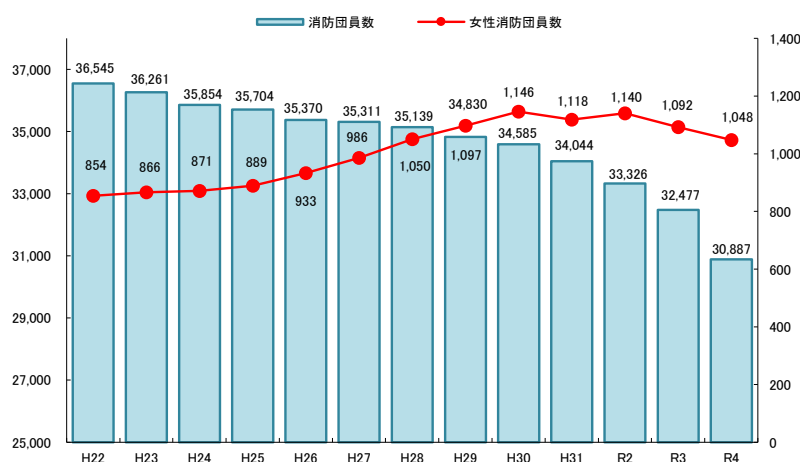
一方で、人口減少や少子化、若者の地元離れなどの社会情勢の変化により、県内の消防団員数は減少傾向にあり、増加傾向にあった女性団員も近年は横ばいの状況です。

県では、市町村と協力して処遇改善などを通じた団員の確保や女性団員の活性化、学生消防団員認証制度の周知に取り組むとともに、消防団が活動しやすい環境を整備するため、消防団を応援する企業等への支援などにも力を入れています。

引き続き、より効果的な方法による団員の確保や災害現場等での対応力の強化、消防団活動への理解促進に取り組んで行く必要があります。

【危機管理部消防課】

<長野県内の消防団員数と女性消防団員数の推移>



〔取組方針（施策）〕

（公財）長野県消防協会や市町村と連携して、地域や企業等の消防団活動への応援機運の醸成（消防団協力事業所への優遇措置、信州消防団員応援ショップの拡充）や、女性団員の活動支援（女性消防団員活性化大会の開催）、多様な人材（女性や学生等）の加入促進に取り組みます。

また、資機材等の整備や県消防学校での教育訓練の充実（ドローン操縦訓練等）などにより、消防団の災害対応力の強化を支援します。

＜長野県消防ポンプ操法大会＞



（長野市消防団小田切分団）※令和4年度

県民の皆様へ

地域防災力の中核である消防団の活動を理解していただくとともに、消防団活動への積極的な参加をお願いします。

消防団活動に協力いただいている事業者の皆様は、市町村から消防団協力事業所の認定を受けていただきますようお願いします。

長野県内の消防団員やその家族を応援するために、割引等のサービスを提供していただける事業者の皆様は、信州消防団員応援ショップへの登録をお願いします。

④ 自衛隊による迅速な人命救助等の実施

〔脆弱性評価〕

大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事は自衛隊の災害派遣を要請することとなっています。

松本市に駐屯する第13普通科連隊及び第306施設隊等は、県内で発生する各種災害に対して知事等からの派遣要請に基づき、被災者の人命救助等の任務にあたっています。上記の部隊のみでは対応が困難な場合は、上級部隊である第12旅団により対処します。第12旅団は、航空機による空中機動力が増強されており、航空偵察、捜索救助活動及び山林火災時には大型ヘリコプター（CH）による空中からの消火を実施する能力を保有しています。

また、人員や物資の輸送、給水・給食支援、応急救護、防疫支援、入浴支援といった後方支援活動のほか、施設科部隊による道路（水路）の啓開、施設器材を使用した捜索救助活動、水防活動、被害状況の把握、化学科部隊による有毒化学剤等の検知・除染等の能力を保有しており、これまでに東日本大震災をはじめ、山林火災、大雪災害、豪雨災害、御嶽山噴火災害、令和元年東日本台風災害といった数多くの災害派遣要請に部隊を派遣して応じています。

〔取組方針（施策）〕

第13普通科連隊及び第306施設隊等は、大規模な災害時に迅速に人命救助等を実施するため、初動対処部隊が24時間待機し、速やかに出動する部隊（FAST-Force）を整えているとともに、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、各種防災訓練を実施しているほか、県及び市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、引き続き、各省庁や県、市町村などの関係機関との連携強化を図ります。

<陸上自衛隊による救助・救命活動>



(H26. 10. 12 御嶽山噴火災害において泥ねい化した火山灰の中捜索する隊員)



(令和元年台風19号に係る災害派遣において長野市内をボートで救助する隊員)

出典：陸上自衛隊第12旅団ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/12b/>)

⑤ 自主防災組織の充実・強化

〔脆弱性評価〕

災害による被害を最小限に抑えるためには、地域の人々の助け合いである「共助」において中心的な役割を果たす自主防災組織の活動が重要であり、自主防災組織の立ち上げや活動の活性化を、県自主防災アドバイザーの委嘱や出前講座等を通じて支援しています。

自主防災組織率※は向上していますが、短期間での役員交代や人材不足、高齢化等により、活動の継続が課題となっている組織もあり、引き続き、組織体制の強化や活動の充実を支援し、地域防災力を向上していく必要があります。

※自主防災組織率：全世帯数のうち自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）の活動範囲に含まれている世帯数の割合

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

行政機関や消防署、消防団との連携を図りながら、災害発生時に、情報の収集・伝達、避難誘導、避難所開設・運営など効果的な活動を行えるよう、地域防災力を向上する出前講座や自主防災組織リーダー向けの研修会を実施するほか、県内大学や防災士会等と連携した地域防災に持続的に携わる防災人材の育成などを通じて自主防災組織の充実・強化を図ります。

【達成目標】

指標名		担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
③	人口千人当たりの消防団員数	消防課	— (2022年度)	15.02人 (2022年度)	15.78人 (2027年度)
	長野県内の消防団員のうち女性消防団員が占める割合		5.0% (2025年度)	3.4% (2021年度)	5.0% (2027年度)
	消防学校消防団員訓練参加数		— (2022年度)	156人 (2021年度)	500人 (2027年度)
⑤	自主防災組織率	危機管理 防災課	93.5% (2022年度)	95.1% (2022年度)	97.0% (2027年度)

起きてはならない最悪の事態

2-3 医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺



① 大規模災害に対応する体制整備の推進

〔脆弱性評価〕

病院が被災後、速やかに診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、病院の基礎情報や災害時の患者の受診状況、ライフライン稼働状況を収集・共有する広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作研修等を実施しています。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）隊員を養成（令和4年8月現在406名）し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等とともに、地震・大雨、火山噴火などの大規模災害時に派遣しています。

引き続き、大規模災害時に対応する体制の整備に取り組むとともに、保健医療福祉活動を行うチーム（DMAT、JMAT、日赤救護班、DPAT等）間の連携を強化する必要があります。

【健康福祉部医療政策課】

〔取組方針（施策）〕

引き続き、研修機会の提供により病院のBCPの策定を促進するとともに、病院向けEMIS研修会による情報入力体制の整備、長野県DMAT養成研修、DPAT研修による隊員の確保や技術力の向上に努めます。

また、災害の経験を踏まえた見直しにより、災害医療活動指針や地域災害医療活動マニュアルの実効性を確保するとともに、大規模災害時に保健医療福祉活動を行うチームの連携強化に向けた訓練を実施します。

<DMAT養成>



② 石油燃料等の供給体制の確保

〔脆弱性評価〕

県内への石油製品の供給は、約8割が鉄道貨物輸送に頼っており、鉄道が不通となった場合、供給力が低下するなど脆弱な立地条件にあります。

県では、長野県石油商業組合と連携して県内120か所（令和4年4月現在）のサービスステーション（SS）等に、災害時に重要施設（災害拠点病院など）等で使用する約1週間分の石油製品の備蓄を行っています。

近年、サービスステーションが減少する傾向にありますが、引き続き備蓄量の確保に取り組んでいく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

重要施設や警察、消防の緊急通行車両等に石油燃料類を安定供給するため、中核給油所（40箇所）、小口燃料配送拠点（20箇所）、県配送拠点（9箇所）、住民拠点SS（51箇所）への石油類燃料の備蓄を継続します。

また、住民に対して災害に備えた燃料の備蓄や、災害時の冷静な対応を周知します。

県民の皆様へ

災害の発生に備え、自家用車へのこまめな満タン給油や灯油の買い置きなど、個人でできる燃料確保に努めてください。また、災害時には、医療機関や救助活動で使用する燃料が不足することのないよう、必要以上の買いだめの自粛等、冷静な対応をお願いします。

【達成目標】

指 標 名		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	行政、災害拠点病院、医師会等の関係機関による保健医療福祉活動チームの連携確認を行う災害訓練の実施二次医療圏数	医療政策課	10 医療圏 (2023 年度)	9 医療圏 (2021 年度)	10 医療圏 (2027 年度)
	病院における業務継続計画の策定率		100% (2023 年度)	36.5% (2021 年度)	88.6% (2027 年度)
	長野県DMAT養成研修年間修了者数		24 人以上 (2023 年度)	32 人 (2022 年度)	32 人 (2027 年度)
②	石油等の備蓄	危機管理 防災課	62 施設 約 500kℓ (2020 年度)	121 施設 約 1,308kℓ (2021 年度)	現状維持 (2027 年度)

起きてはならない最悪の事態

2-4 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化



① 避難所の環境改善の推進

〔脆弱性評価〕

避難生活が長期化すると、心身のストレス等により被災者の健康状態の悪化が懸念されることから、状態に応じた適切な支援を行うとともに避難所の環境改善に取り組む必要があります。

県では、令和元（2019）年に女性の視点に立った避難所運営や、要配慮者対策の観点から「避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、市町村に対して指針に基づくマニュアルの策定を促していますが、策定市町村は53団体（令和4年7月末現在）となっています。

また、避難所における良好な生活環境を確保するため、市町村、NPO等と連携して、避難所のT（トイレ・衛生）・K（キッチン・栄養）・B（ベッド・睡眠）の環境改善を推進し、「避難したくなる避難所」を目指しています。

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

安心して避難所が利用できるよう、災害発生から3日以内、7日以内ごとに目指すべきTKB向上の水準目標（長野県避難所TKBスタンダード）を市町村と共有し、避難所の環境改善を推進します。

また、通路やプライバシーの確保など、要配慮者に配慮した避難所運営を行うため、市町村向けの説明会を継続的に実施し、マニュアルの策定を促進します。

- ・ T：快適トイレの導入促進
- ・ K：キッチンカー事業者との連携による食事提供の仕組みづくり
- ・ B：段ボールベッド等の円滑な確保、暑さ・寒さの緩和による過ごしやすい環境の確保

県民の皆様へ

避難所では、お互いに助け合い、生活環境の維持や安全の確保に協力をお願いします。

◎避難所TKB環境向上プロジェクト

県内において大規模災害が発生し、ライフラインの停止や住家の被害等で多くの住民が避難所に一定期間避難せざるを得ない場合への備えとして、避難所における良好な環境の確保が求められます。

とりわけ、重点的に取り組むべきものとして、ポイントとなる頭文字から呼称される「TKB」、「T」はトイレ（衛生）、「K」はキッチン（栄養）、「B」はベッド（睡眠）の向上が重要です。

災害発生から3日以内（初動期）、7日以内（応急期）ごとに目指すべきTKB向上の水準目標をあらかじめ設け（「長野県避難所TKBスタンダード」）、県・市町村・NPO等が連携して、暑さ寒さ対策も含めた避難所のTKB環境の向上を目指しています。

<「長野県避難所TKBスタンダード」の概要>

項目	長野県避難所TKBスタンダードの目標	
	3日以内	7日以内
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> 避難所が停電・断水している。 道路は使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電・断水は解消されている。
T トイレ・シャワー (衛生)	<p style="text-align: center;">概ね20人に1基</p> <ul style="list-style-type: none"> 快適トイレ・手洗い場が確保されている。 着替えができ、体を清潔にできる。 ゴミが適正に処理できる。 	<p style="text-align: center;">1日1回</p> <ul style="list-style-type: none"> シャワー（風呂）が利用できる。 衣服の洗濯ができる。
K キッチン (栄養)	栄養に配慮した温かい食事	
	<ul style="list-style-type: none"> 主食とおかずがついた食事が提供されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所（被災地域）等において作り立てが提供されている。
B ベッド等 (睡眠)	<p style="text-align: center;">必要な寝床の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数が確保され、かつ1世帯1空間のパーティションが設置されている。 	<p style="text-align: center;">暑さ・寒さの緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 適度な温度が保たれている。 夏季には冷房等の設置、冬季にはジェットヒーターや電気毛布の配布等により、過ごしやすい環境が保たれている。

② 女性の視点に立った避難所運営の推進

〔脆弱性評価〕

避難所生活では男女それぞれのニーズに違いがあり、女性の視点に配慮した避難所の運営が求められています。

県では、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（令和2年5月内閣府策定）の周知や、「避難所における性被害・暴力防止ポスター」「女性視点の備蓄・避難所チェックシート」を市町村に配布し、活用を広く呼び掛けていますが、避難所運営に関する指針に女性の視点を取り入れている市町村は26団体（令和3年12月末現在）に留まっています。

【県民文化部人権・男女共同参画課】

〔取組方針（施策）〕

市町村防災担当課、地域の防災リーダーを対象に、研修等を通して、災害時の男女共同参画の視点の重要性を周知するとともに、女性や性的マイノリティの方への配慮が十分に反映された避難所運営マニュアルが作成されるよう支援します。

県民の皆様へ

避難所生活においても、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合うことができるよう日常生活から男女共同参画の考え方を取り入れてください。

性自認や性的指向に関する知識・理解を深め、性的マイノリティの方々が孤立しない地域づくりを進めましょう。

◎性的指向・性自認と性的マイノリティについて

性的指向（好きになる相手の性別）と性自認（自分をどのような性別だと思うか）は全ての人間に備わるものです。この性的指向が異性愛のみでない人又は性自認が出生時に判定された性と異なる人が性的マイノリティと呼ばれており、民間の調査によれば人口の約9%の方が性的マイノリティに当たるとされています。（出典：電通ダイバーシティ・ラボ）

◎性的マイノリティの困りごとについて

性的マイノリティの方が避難所生活で困難に直面した事例として、トイレ・更衣室が男女別のものしかなく利用しにくいこと、見た目が男性なので生理用品が配布されないこと、同性のパートナーと一緒にいられないこと、性的指向や性自認を暴露され嫌がらせを受けたこと、などがあります。（事例は、LGBT法連合会の作成した困難リスト（第3版）を参考としています。）

上記の民間調査を踏まえると、周囲からは気づかれにくいものの、避難所生活を余儀なくされる方の中には、性的マイノリティの方も一定数存在すると考えられることから、いざというときにも、多くの方が当然に受けることができる自身の性的指向や性自認に基づく配慮を性的マイノリティの方も当然に受けることができ、安心して過ごせるように個人の尊厳が守られる避難所運営が必要です。

③ 外国人県民に配慮した避難所運営の推進

〔脆弱性評価〕

災害時に市町村が設置する「災害多言語支援センター」は外国人被災者が必要とする情報を把握し、多言語で情報を発信する拠点となります。

県では、市町村や通訳ボランティア等の関係機関と連携して支援センターの設置・運営訓練を行うとともに、外国人県民が基礎的な防災知識を学ぶ防災講座などを開催しています。

一方で、実災害での支援センターの運営経験が不足しているため、訓練を通じて課題等を洗い出し、解決していく必要があります。

また、避難時の感染症対策等、必要となる防災知識が変化するため、外国人県民向けの防災講座や訓練を継続して行っていく必要があります。

【県民文化部多文化共生・パスポート室】

〔取組方針（施策）〕

引き続き、関係機関と連携して災害多言語支援センターの設置・運営訓練を実施するとともに、外国人県民が防災知識を学ぶ場を提供します。

また、多言語による防災情報の提供や相談体制の整備を推進します。

県民の皆様へ

外国人被災者に係る相談事がありましたら、災害多言語支援センター又は長野県多文化共生相談センター等の支援機関へつないでいただくよう協力をお願いします。

④ 保健師等の派遣体制の整備・強化

〔脆弱性評価〕

大規模自然災害が発生した際には、避難所に保健師や福祉専門職、必要に応じて DPAT（災害派遣精神医療チーム）等を派遣し、避難者の心身の健康状態の確認や高齢者、障がい者等、要配慮者の支援を行っています。

令和元年東日本台風災害では、長野市に延べ 194 人の保健師等を派遣するとともに、災害派遣福祉チームや DPAT を派遣し、要配慮者のアセスメント、こころのケア、福祉避難所等への誘導、相談支援等を行いました。

災害の発生に備え、職員の派遣体制や他機関からの受入体制を整備するとともに、派遣する職員等の技術力を向上する必要があります。

【健康福祉部健康福祉政策課、同地域福祉課】

〔取組方針（施策）〕

大規模自然災害発生時における保健師等の派遣については、本庁関係部署及び保健福祉事務所の役割分担や派遣調整（受入調整含む。）の手順等を明確化し、被災市町村の要請に対して速やかに職員を派遣する体制を整備します。

また、長野県災害派遣福祉チーム員や DPAT の養成研修を実施するとともに、登録者の技能維持・向上に向けた研修・訓練等を実施します。

⑤ 要配慮者に対する支援の強化

〔脆弱性評価〕

高齢者や障がい者等の要配慮者は、一般避難所での生活に困難を伴う場合があるため、福祉避難所など要配慮者の円滑な利用に配慮した避難場所を確保するとともに、要配慮者の状況に応じて、福祉避難所に直接避難できる体制を整備することが重要です。

また、県では、避難所等で手話通訳が必要な場合に備え、「遠隔手話通訳システム」を導入し、市町村と連携して、遠隔手話通訳システムにアクセスする二次元コードを避難所に配備するとともに、必要な時にスムーズにシステムを利用できる二次元コードを配布しています。

災害時にも遠隔手話通訳システムの利用を可能にし、手話による情報伝達ができるようにすることが必要です。

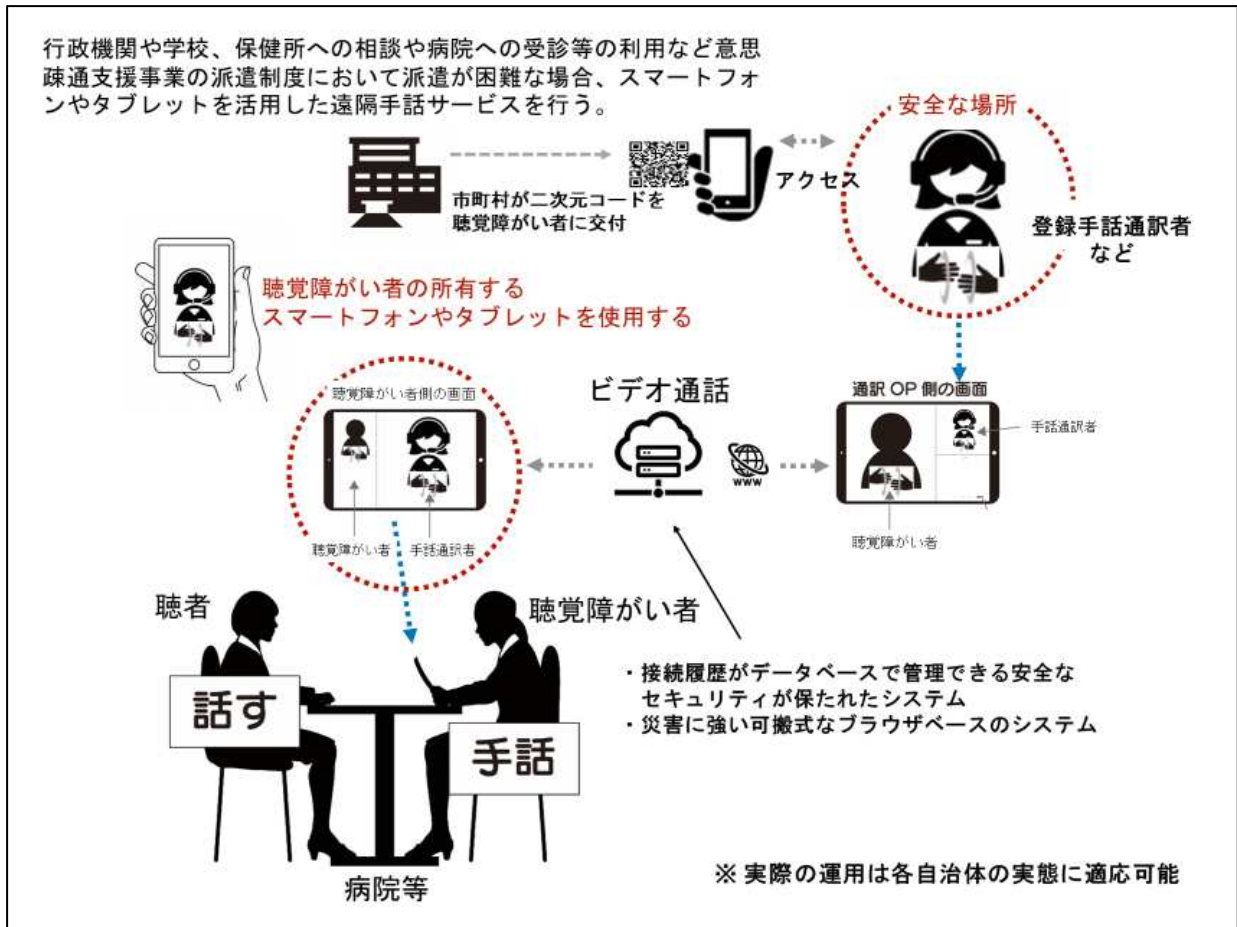
【健康福祉部健康福祉政策課、同障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、要配慮者の利便性に配慮した福祉避難所の整備が進むよう、福祉避難所の指定状況や国の動向等の情報を市町村と共有するとともに、福祉避難所への直接避難を含めた要配慮者の避難体制が確保されるよう、市町村における個別避難計画の作成を支援します。

また、市町村に対して遠隔手話通訳システムの導入を働きかけるとともに、市町村が手話通訳者を確保できない場合は、県配置の通訳者が対応する体制を整備します。

<遠隔手話通訳システム>



起きてはならない最悪の事態

2-5 被災地における感染症等の大規模発生



① 災害時における感染症感染拡大の防止

〔脆弱性評価〕

令和元（2019）年に「避難所感染症対策チェックリスト」を作成し、避難所での感染予防に必要な物品や啓発方法等、災害時における避難所の感染症対策を周知してきました。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を受け「避難所運営マニュアル策定指針」を改定するとともに、「避難所等での新型コロナウイルス感染症対策 事前準備チェックリスト」や「避難所担当職員向け感染予防マニュアル」を作成し、市町村に周知するなど、感染拡大防止対策を強化しています。

今後も新たな感染症の発生・感染拡大のおそれがあり、状況に応じたマニュアル等の修正や、避難所の過密化を避けるため、避難所以外の安全な場所に避難する分散避難などを周知する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、健康福祉部感染症対策課】

〔取組方針（施策）〕

国による避難所運営ガイドライン等の修正も踏まえ、「避難所運営マニュアル策定指針」等を随時改定するとともに、状況に応じて常に適切な対策がとれるよう、対応力の強化に努めます。

また、市町村と連携してホテル・旅館等の避難先としての活用や、車内で安全が確保できる場所の周知などに取り組みます。

県民の皆様へ

避難に当たっては、マスク着用などの基本的な感染症対策の徹底や、消毒液、体温計などを持参するようお願いします。

また、避難所への避難だけでなく、安全な親戚や知人宅、ホテル・旅館など、ご自身やご家族の状況にあった避難先をあらかじめ決めておきましょう。

② 要配慮者利用施設の換気機能強化

〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設等の要配慮者利用施設は、重症化リスクが高い方などが利用しています。風通しの悪い空間は感染症の感染リスクが高くなるため、立地条件等により窓があっても十分に換気が行えない場合も定期的に換気ができるよう、施設の換気機能を強化する必要があります。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

要配慮者利用施設における換気設備の整備等を支援します。